

就学援助制度のお知らせ

茨川市では、経済的な理由でお子様に義務教育を受けさせることが困難なご家庭に対し安心して学校生活を送れるよう、学用品費等の一部を援助します。

■就学援助を受けることができるのは？

現に生活保護を受けている方（要保護）

生活保護世帯に準ずる程度に経済的に困りの方（準要保護）です。

■援助を受けるには申請が必要です！

お子様が通っている学校から申請書をもらい、学校へ提出してください。

なお、年度ごとに申請が必要となります

* 提出の締切りについては、各学校にお問い合わせください。

■援助が必要かどうか判定します！

申請されると教育委員会が市の要綱（所得基準等）に基づいて援助対象となるかどうか判定します。

ご家庭の所得の状況（世帯所得）などが基準を超えている場合は、準要保護児童生徒と認定されず援助は受けられません。

なお、認定になった場合は該当する援助対象費目について援助費を支給します。

なお、毎年最新の所得状況を確認するため、判定結果のご連絡は例年7月以降となります。

また、年度途中で申請をされた場合は、申請月の翌月からの認定となります。

認定日以前に発生した費用は補助対象外となるため御了承ください。

（定額支給は月割りでの支給となります。）



■支給のスケジュールは？

認定となった場合は、基本は学期毎（7月、12月、3月）に支給されます。

【援助対象費目及び援助額（令和5年4月1日現在：年額）】

* 援助額等は今年度のもので、来年度以降、変更となる場合もありますのでご注意ください。

* 以下の金額は費目毎の年間合計金額です。学期毎に以下の金額が支給される訳ではありません。

援助対象費目	小学校援助額(年額)	中学校援助額(年額)	備考(対象)
学用品費等	13,230円	25,040円	1年生
	15,500円	27,310円	2年生以上
新入学学用品費(※1)	54,060円	63,000円	4月認定の1年生
修学旅行費(※2)	対象となる経費の実費	対象となる経費の実費	小学6年、中学3年
宿泊校外活動費	対象となる経費の実費	対象となる経費の実費	
体育実技用具費		実費	柔道着等

※1 新入学学用品費の入学前支給を受けた場合は、来年度の支給はありません。

※2 生活保護を受けている方（要保護児童生徒）が受けられるこの制度の援助は、上記のうち修学旅行費のみです。

詳しくは、市教育委員会学校教育課（TEL22-2121）またはお子様が通っている学校までお問い合わせください。